



浄化槽の法定検査(11条検査)の受検をしましょう！

浄化槽法では、浄化槽の管理者に対し、年一回の検査の受検義務を定めています。浄化槽に不具合が生じていないか、使用方法が問題ないか等、人間に例えると健康診断に該当するものになっているため、浄化槽の維持管理を行ううえでは必要不可欠です。

また、近江八幡市では、一定の条件を満たす浄化槽の維持管理または修繕に対し補助金の交付を行っていますが、どちらの場合も11条検査を受検されている必要があります。

令和2年度における滋賀県の11条検査の受検率は47%と全国平均の45.7%を僅かに上回っていますが、法律で受検の義務が定められているにも関わらず低い数値と言わざるを得ません。

近隣の岐阜県では95.9%となっており、重要な水資源である琵琶湖を抱える滋賀県においては、受検率の向上が望まれます。

おうみはちまんエコ通信

浄化槽の各種手続きについて

2号

浄化槽の使用状況や管理者に変更があった場合は市役所環境課まで届け出を行ってください。

- ・浄化槽の使用を休止するとき（休止の目安：1年以上上水道をしないなど）
…浄化槽使用休止届
- ・浄化槽の使用を廃止するとき（解体、撤去や下水道接続など）
…浄化槽使用廃止届
- ・浄化槽の管理者が変わったとき（管理者の転入または転出や死亡など）
…浄化槽管理者変更報告書

※これらの様式は滋賀県生活環境事業協会となるため、以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.s-seikan.or.jp/dl.html>

なお、浄化槽の休止や廃止をされる際は浄化槽の維持管理業者による清掃が必要になります。